

## 精神又は身体の障害による奨学金返還免除申請について

標記の件につきましては、本機構の規程等（本機構ホームページ参照）に基づき実施しております。

下記の注意事項に留意し、主治医と相談のうえ、症状が固定（又は回復の見込みがなく）し、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に、奨学金の返還免除を申請することができます。

申請に当たっては、「精神又は身体の障害による返還免除の願い出について」に従って手続きを行うようお願いいたします。

### ○免除申請にあたっての注意事項

1. 奨学金は貸与制度であり、奨学金の貸与を受けた後に、当該障害により奨学金を返還できなくなった場合に免除することができます。

但し、先天性による障害又は貸与以前または貸与中から継続している障害により免除申請を希望する場合には、貸与終了後に症状が判明、症状が悪化または別の障害を併発した等（障害の判定時期・等級、入退院及び併発確認時期など詳細な状況）について、同封の診断書（本機構所定様式）の「現在までの経過」欄に記入していただく必要があります。

そのため、主治医に対し、診断書に『症状が判明した（または症状が悪化した、別の障害を併発した）年月』等を記入していただくようお願いください。（障害の判定（更新）時期・等級、入退院及び併発確認時期など詳細な状況をお願いしてください。）

2. 障害の症状については、**診断書（本機構所定様式：A3用紙 必ず医師による封入・密封）による提出が必要**となります。

同封の「貸与奨学金返還免除願」及び「奨学金を返還できない状況にあることを確認できる書類」のほかに、主治医が記載した診断書を本機構嘱託医が審査のうえ、次の3つのいずれかを決定します。

①本機構嘱託医の審査結果が第1級の場合、返還残額の全額を免除します。

②本機構嘱託医の審査結果が第2級の場合、返還残額の一部を免除します。

※本機構が定める第1級及び第2級の判定と、障害手帳等の1級・2級の判定は異なります。

※返還残額の一部を免除後、同症状が継続している場合、免除の事由と同一の傷病による返還期限猶予申請は出来ません（傷病以外の経済困難、生活保護等による返還期限猶予申請は可能です。）。  
但し、異なる症状を併発した場合、併発した傷病による返還期限猶予申請は可能です。

③本機構嘱託医の審査結果が第1級または第2級に該当しない場合、今回の申請は非該当となります。

※症状が診断書の「精神又は身体の障害の程度」の第1級または第2級に該当していても、診断書の記載内容によっては必ずしも返還免除にならないことがあります。

※非該当となった場合、返還期限猶予申請または返還のいずれかの手続きを行う必要があります。

※非該当となった場合でも、次回の機会に再度免除申請を行うことは可能です。

※診断書が病院の封筒に封入・密封していない状態で提出された場合、本機構では受理いたしません。再度、診断書の取得を依頼します。

3. 「奨学金を返還できない状況にあることを確認できる書類」は、次の書類となります。

(1) 奨学生本人の収入証明書

(例：所得証明書、収入金額または所得金額が明記された（非）課税証明書)

(2) 上記証明書において、給与所得者は年間収入金額が300万円を超える（給与所得者以外の方は年間所得金額が200万円を超える）場合、上記証明書に加え、返還できない事情等を所定様式に記入していただきます。（貸与返還免除願の右面）